

○防衛省告示第二百五十三号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定した告示（令和二年防衛省告示第百七十号）の一部を次のように改正する。

令和四年十月十七日

防衛大臣 浜田 靖一

第二号、第四号、第五号、第八号から第十一号まで、第十三号、第十四号、第十六号、第二十一号及び第二十四号から第二十九号までの表備考中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

第七号、第十二号、第十五号、第十七号から第二十号まで、第二十二号及び第二十三号の表備考中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域

に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。